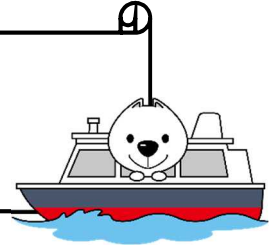


プレジャーボートの免税軽油制度は 令和7年3月31日に終了します！



免税軽油については、3年ごとに対象業種等の見直しが行われていますが、令和6年度の税制改正により、「船舶」のうちマリンレジャー等に使用される自家用船舶（いわゆるプレジャーボート）が、令和7年3月31日をもって課税免除の対象から除外されることになりました。

船舶における軽油引取税の取扱い（令和7年4月1日以降）

課税（免税対象から除外）	課税免除
レクリエーションに使用する自家用船舶（プレジャーボート） ・釣り ・クルージング ・ダイビング ・ヨット 等	【公用】 消防艇、警察用船舶、巡視船艇等 【交通用】 通勤、通学用等 【事業用】 遊漁船、屋形船、遊覧船、 ダイビング、パラセーリング、 貨物船、コンテナ船、タンカー、 作業船、学校法人所有の船等

📎 今後の手続き等について

① 事業用船舶

自家用船舶以外の船舶（漁船以外の事業用船舶）については、令和7年4月1日以降も免税軽油を使用できますが、免税軽油使用者証に記載されている船舶の事業性を確認するため、事業性を証明する書類（事業の許可証や登録証、決算書、法人税や所得税の申告書、事業開始届等）の提出が必要です。

② レクリエーションに使用する自家用船舶

- ・ 令和7年4月1日以降は免税軽油使用者証及び免税証は使用できません。速やかに県税事務所に返納してください。
- ・ 令和7年3月31日時点での免税軽油の在庫（残油）は、免税軽油使用者証に記載の機械に限り、なくなるまで使用できます。ただし、使用の有無に限らず、免税軽油の在庫（残油）がなくなるまでの期間については免税軽油の引取り等に係る報告書等の提出が必要です。

県税事務所	担当課	電話番号	管轄区域
和歌山県税事務所	自動車税・間税課	073-441-3402	和歌山市・海南市・海草郡
紀北県税事務所	課税課	0736-61-0067	橋本市・紀の川市・岩出市・伊都郡
紀中県税事務所	課税課	0737-64-1260	有田市・御坊市・有田郡・日高郡
紀南県税事務所	課税課	0739-26-7937	田辺市・新宮市・西牟婁郡・東牟婁郡